

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 本計画は、次の各号の法律の規定に基づき、佐川急便株式会社（以下「当社」という）が災害及び災害防止に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を的確かつ迅速に実施して、運送の確保を図ることを目的とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号、以下「災対法」という。）第39条第1項
- (2) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号、以下「大震法」という。）第6条第1項
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（平成14年7月26日法律第92号、以下「南海トラフ法」という。）第5条第1項
- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号、以下「日本・千島海溝法」という。）第6条第1項

(基本方針)

第2条 災害発生時において、災対法その他の法令に基づき、国民の協力を得つつ、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関（以下、「関係機関」という）と連携協力し、防災業務の的確かつ迅速な実施に万全を期する。防災業務の実施にあたっては、次の各号に留意する。

- (1) 平素から関係機関との連携体制の整備に努める。
- (2) 広報、インターネット等を活用して、国民に迅速に防災業務に関する情報を提供するよう努める。
- (3) 防災業務の実施方法等については、関係機関から提供される情報を踏まえ、災害発生又は発生するおそれがある場合の状況に応じて当社が自主的に判断するものとする。
- (4) 防災業務の実施については、関係機関の協力を得ながら、当社従業員のほか、当社の実施する防災業務に従事する者の安全の確保に配慮する。
- (5) 関係機関から緊急物資の運送等に関し指示が行われた場合には、

災対法に基づき所要の業務を的確かつ迅速に実施する。

- (6) 政府による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の業務を的確かつ迅速に実施するよう努める。

第2章 防災体制の確立

(活動体制の整備)

第3条 大規模災害等の危機の未然防止や被害の最小化等を図ることを目的とする、平常時における活動は、当社リスクマネジメント規程に定めるリスクマネジメント会議等において行う。実施事項については、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント手順書に定める。

(情報収集・連絡体制の整備)

第4条 情報収集及び連絡体制の整備については、次の各号の通りとする。

- (1) 当社施設等の被災の状況、防災業務の実施状況、運送状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。
 - (2) 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、災害発生により連絡担当者が被災した場合等においても社内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する従業員の指定等、障害発生時にも対応できる情報収集及び連絡体制の整備に努める。
 - (3) 関係機関から警報又は避難の指示の通知を受けた場合において、社内等における警報の伝達先、連絡方法、連絡手順等必要な事項を定める。
- 2 通信体制の整備については、次の各項の通りとする。
- (1) 災害発生時において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮し、必要な通信体制を整備する。
 - (2) 通信体制の整備については、災害により通信手段が被害を受けた場合においても、通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。
 - (3) 平素から防災業務に必要な通信設備の点検を定期的実施する。

(緊急参集体制・活動体制の整備)

第5条 緊急参集体制及び活動体制の整備については、次の各号の通りとする。

- (1) 災害発生時において、的確かつ迅速な防災業務の実施に必要な体制を速やかに確立するため、関係従業員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係従業員に周知する。必要な事項を定めるにあたっては、交通の途絶又は従業員若しくは従業員の家族の被災等により、従業員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準に関し必要な事項もあわせて定める。
- (2) 緊急参集を行う関係従業員については、災害発生により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認する。
- (3) 災害が長期に及んだ場合に備え、従業員の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

第3章 災害予防に関する事項

(当社施設等に関する備え)

第6条 災害発生時において、当社施設及び設備の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の防災対策を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資材を整備するよう努める。

- 2 関係機関からの指導等により当社施設について、安全確保のための対策を講じるよう努める。

(運送に関する備え)

第7条 関係機関が、緊急物資の運送を実施するための体制の整備を行うにあたっては、連絡先の提供、運送能力及び施設に関する情報の提供、並びに協定の締結等必要な協力を行うよう努める。

- 2 災害発生時の緊急物資の運送が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、これらの実施体制の整備及び協力体制の構築に努める。

(備蓄)

第8条 防災業務のため必要な備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の把握に努める。

- 2 災害が長期に及んだ場合においても、防災業務の実施に必要な物

資及び資材を調達することができるよう、関係機関との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結する等、必要な体制の整備に努める。

(防災教育・訓練の実施)

第9条 平素から、的確な防災業務の実施が可能となるよう社内における訓練を実施するとともに、関係機関が実施する防災業務についての訓練に参加するよう努める。また、訓練の実施にあたっては、実際の通信機器を使用する等実践的な訓練となるよう努める。

- 2 当社事業継続計画：Business Continuity Plan（以下「BCP」という）に定める BCM 推進者及び BCM 事務局は、従業員の不測の事態に対する対応力や判断力を高めるため、継続的な防災教育を実施する。
- 3 当社リスクマネジメント手順書に定める防火対策委員会及び防火管理者は、防火管理手順に従って防火教育を行い、防火管理の徹底を図る。

(防災器具の点検)

第10条 自主点検・検査の実施及び予防安全措置については、次の各号の通りとする。

- (1) 消火器等、消防用設備等の確認・点検を行う。
- (2) 窓ガラス、装飾品、照明器具の落下・破損防止措置を講じる。
- (3) 建物外壁、広報用看板及びネオン等の落下防止措置を講じる。
- (4) 危険物等の取扱を中止又は制限し、安全措置を講じる。
- (5) その他必要な防災措置を講じる。

第4章 災害応急対策に関する事項

(運送の確保)

第11条 緊急物資の運送については、次の各号の通りとする。

- (1) 関係機関から緊急物資の運送の求めがあった場合には、車両、又は資材の故障等により当該運送を行うことができない等正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行う。
- (2) 緊急物資の運送の実施にあたっては、当該運送の求め等を行った者から提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。

また、気象条件等によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して、安全確保のため必要な措置を講じる。

- 2 運送の維持については、次の各号の通りとする。
 - (1) 運送に必要な施設の状況確認等、災害発生時において物資を適切に運送するために必要な措置を講じる。
 - (2) 運送に障害が生じた場合には、必要に応じ、関係機関に当該障害について連絡するとともに、協力を仰ぎ連携し、代替運送の確保に努める。

(活動体制の確立)

- 第12条 災害応急対策の実施体制として、政府災害対策本部が設置された場合には、当社リスクマネジメント規程や危機対応手順書に則り、必要に応じて統括対策本部や現地対策本部を設置する。
- 2 統括対策本部及び現地対策本部を設置したときは、本社は所管省庁を通じて政府災害対策本部に連絡を行う。
 - 3 防災業務を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、関係従業員の緊急参集を行う。

(情報連絡体制の確保)

- 第13条 情報収集及び報告については、次の各号の通りとする。
- (1) 当社施設等の被災の状況、防災業務の実施状況、運送状況等、災害に関する情報を迅速に収集するものとし、統括対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ関係機関に報告する。
 - (2) 統括対策本部は、政府災害対策本部から災害の状況や防災業務を実施するにあたり必要となる安全に関する情報等について収集を行うとともに、社内での共有を行う。
- 2 通信体制の確保については、次の各号の通りとする。
- (1) 災害が発生した場合には、直ちに、必要な通信設備の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。
 - (2) 防災業務の実施に必要な通信設備に障害が生じた場合、直ちに所管省庁に支障の状況を連絡するとともに、通信設備の復旧を行う。

第5章 災害復旧に関する事項

(応急の復旧)

- 第14条 災害が発生した場合、施設及び設備について、安全の確保に配慮した上で、速やかに緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に復旧のための措置を実施する。
- 2 復旧のために必要な措置を講じるにあたって、自らの要員、車両、又は資材等によつて的確かつ迅速な措置を講じることができない場合には、速やかに関係機関に対し、それぞれ必要な人員や車両、又は資材等の提供、技術的助言、その他復旧のために必要な措置に関し、支援を求める。
 - 3 統括対策本部は、必要に応じ、応急の復旧の実施状況を関係機関に報告する。

第6章 地震防災強化計画

(地震防災強化計画・地震防災対策推進計画)

- 第15条 大震法第6条第1項の規定に基づく「地震防災強化計画（以下「強化計画」という。）」、南海トラフ法第5条第1項及び日本・千島海溝法第6条第1項の規定に基づく「地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）」は、次の各号の通りとする。
- (1) 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画大震法第6条第1項の規定に基づき、別表1に掲げる東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る強化計画を定めるものとする。
 - ア 災害予防対策
 - (i) CSR推進所管部署は、国土交通省等から地震予知情報等（東海地震予知情報、東海地震注意情報、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の内閣総理大臣の公示の内容その他これらに関する情報をいう。以下同じ。）の通知を受けた場合、社内に正確かつ迅速に伝達するものとする。
 - (ii) CSR推進所管部署は、強化地域に所在する営業所等の従業員に対し、講習会、説明会の開催を行うとともに、次に掲げる事項について必要な教育を行うこととする。

- ・ 気象庁が発表する東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報）及び警戒宣言の性格並びにこれに基づきとられるべき措置
 - ・ 予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 地震防災応急対策に関する知識
 - ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・ 従業員が果たす役割
 - ・ その他必要な事項
- (iii) CSR推進所管部署は、東海地震を想定した地震防災訓練を年1回以上、強化地域に所在する営業所等の従業員を対象に次に掲げる内容を基本として実施することとする。
- ・ 東海地震注意情報及び警戒宣言の伝達訓練
 - ・ 従業員の避難・誘導、救護訓練
 - ・ 消防訓練
 - ・ その他必要な訓練
- イ 東海地震注意情報発表時の対応
- (i) CSR推進所管部署は、東海地震注意情報が発表されたときは、予め定めた方法等により情報伝達を行うこととする。
- (ii) CSR推進所管部署は、予め東海地震注意情報発表時の非常参集要員を指定し、東海地震注意情報が発表されたときは、速やかに原則として勤務箇所に参集させることとする。
- (iii) CSR推進所管部署は、東海地震注意情報が発表された場合には、警戒宣言が発せられたときにとるべき施設、設備に関する地震防災応急対策が円滑に実施できるように、その準備を行うこととし、次に掲げる対策を強化地域に所在する支店及び営業所等に指示することとする。
- ・ 施設等の緊急点検を行い、現状を確認するとともに、危険物の落下防止、避難通路及び避難場所並びに避難経路の確認等必要な措置をとること。
 - ・ 地震防災応急対策のために必要な資器材の所在を確認するとともに、特に重要な設備、機器、用品について被災防止のための緊急点検を行い、必要な措置をとること。
 - ・ 避難時に持ち出すこととなる非常持出物品の確認を行うこと。
- (iv) CSR推進所管部署は、東海地震注意情報の解除に係る情報が発表された場合には、東海地震注意情報発表時に実施した措置を取り止めるとともに、東海地震注意情報が解除され

た旨の情報を伝達する。

ウ 警戒宣言発令時の対応

- (i) CSR推進所管部署は、警戒宣言が発せられたときは、予め定めた方法等により情報伝達を行うこととする。
- (ii) CSR推進所管部署は、予め警戒宣言発令時の非常参集要員を指定し、警戒宣言が発せられたときは、速やかに原則として勤務箇所に参集させることとする。
- (iii) 警戒宣言が発せられたときは、速やかに統括対策本部や現地対策本部を設置し、CSR推進所管部署は所管省庁を通じて政府地震災害警戒本部に報告することとする。各対策本部の設置は、第12条第1項の規定に準ずるものとする。なお、各対策本部は、その任務を満了したときに解散することとする。
- (IV) 警戒宣言が発せられた場合は、社外で業務に従事している従業員は、原則として、速やかに自営業所等に戻るものとする。
- (V) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、営業所等が一時避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害要援護者に十分配慮することとする。
- (VI) CSR推進所管部署は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに次の各号に掲げる措置を強化地域に所在する支店及び営業所等に指示することとする。
 - ・ 重要な書類・荷物の被災防止、盗難防止上必要な措置
 - ・ 火気点検等火災防止上必要な措置
- (VII) CSR推進所管部署は、警戒解除宣言が発せられた場合には、警戒宣言発令時に実施した措置を取り止めるとともに、警戒解除宣言が発せられた旨の情報を伝達する。
- (VIII) 警戒解除宣言が発せられた場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行うこととする。

エ 東海地震発生後の対応

東海地震発生後については、第4章及び第5章に定めるところにより対応することとする。

(2) 南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

南海トラフ法第5条第1項の規定に基づき、別表2に掲げる南

海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に係る推進計画を定めるものとする。

ア 災害予防対策

災害予防については、第3章に定めるところによるほか、次の事項により対応する。

- (i) CSR推進所管部署は、推進地域に所在する営業所等の従業員に対し、講習会、説明会の開催を行うとともに、次に掲げる事項について必要な教育を行うこととする。
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ・ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
 - ・ 従業員が果たす役割
 - ・ その他必要な事項
- (II) CSR推進所管部署は、南海トラフ地震を想定した地震防災訓練を年1回以上、推進地域に所在する営業所等の従業員を対象に次に掲げる内容を基本として実施することとする。
 - ・ 津波警報等の情報の伝達訓練
 - ・ 従業員の避難・誘導、救護訓練
 - ・ 消防訓練
 - ・ その他必要な訓練
- (III) 推進地域に所在する営業所等の長は、津波警報等が発令された場合において、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、予め情報の伝達経路及び伝達方法を定めておくこととする。
- (IV) 推進地域のうち、内閣総理大臣が津波避難対策を特別に強化すべき地域として、別表3に掲げる南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、この号において「特別強化地域」という。）として指定した地域に所在する営業所等（以下、この号において「特別強化地域所在営業所等」という。）の長は、地方公共団体が明示した避難対象地区別の避難場所、同避難場所への安全なルート及び危険地の位置を確認し、必要に応じ従業員及び利用者等に情報提供できるようにしておくこととする。
- (V) 特別強化地域所在営業所等の長は、津波警報等を入手した

場合に、その内容を従業員及び利用者等への伝達及び誘導を行う従業員及び当該従業員が不在の場合の代行者を予め定めておくこととする。

- (VI) 特別強化地域所在営業所等の長は、社外で業務に従事する従業員に対し、避難対象地区別の避難場所、同避難場所への安全なルート及び危険地の位置を確認し、予め周知しておくこととする。

イ 南海トラフ地震の発生後の対応

南海トラフ地震発生後については、第4章及び第5章に定めるところによるほか、次の事項により対応することとする。

- (i) 特別強化地域所在営業所等の長は、地方公共団体から避難命令を受けた場合、又は津波警報等により避難の必要が生じたと認めた場合、直ちに従業員等の避難誘導を開始することとする。

- (ii) iにより避難を開始する場合、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、重要な書類・荷物の被災防止、盗難防止、火気点検等火災防止上必要な措置をとることとする。

- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

日本・千島海溝法第6条第1項の規定に基づき、別表4に掲げる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本・千島海溝地震」という。）の地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に係る推進計画を定めるものとする。

ア 災害予防対策

災害予防については、第3章に定めるところによるほか、次の事項により対応する。

- (i) CSR推進所管部署は、推進地域に所在する営業所等の従業員に対し、講習会、説明会の開催を行うとともに、次に掲げる事項について必要な教育を行うこととする。

- ・ 日本・千島海溝地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ・ 従業員が果たす役割

- ・ その他必要な事項
 - (II) CSR推進所管部署は、日本・千島海溝地震を想定した地震防災訓練を年1回以上、推進地域に所在する営業所等の従業員を対象に次に掲げる内容を基本として実施することとする。
 - ・ 津波警報等の情報の伝達訓練
 - ・ 従業員の避難・誘導、救護訓練
 - ・ 消防訓練
 - ・ その他必要な訓練
 - (III) 推進地域に所在する営業所等の長は、津波警報等が発令された場合において、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、予め情報の伝達経路及び伝達方法を定めておくこととする。
 - (IV) 推進地域のうち、政府基本計画に基づき、地方公共団体が津波により避難が必要となることが想定される地区（以下、この号において「避難対象地区」という。）として推進計画中に明示した地区に所在する営業所等（以下、この号において「避難対象地区所在営業所等」という。）の長は、地方公共団体が明示した避難対象地区別の避難場所、同避難場所への安全なルート及び危険地の位置を確認し、必要に応じ従業員及び利用者等に情報提供できるようにしておくこととする。
 - (V) 避難対象地区所在営業所等の長は、津波警報等を入手した場合に、その内容を従業員及び利用者等への伝達及び誘導を行う従業員及び当該従業員が不在の場合の代行者を予め定めておくこととする。
 - (VI) 避難対象地区所在営業所等の長は、社外で業務に従事する従業員に対し、避難対象地区別の避難場所、同避難場所への安全なルート及び危険地の位置を確認し、予め周知しておくこととする。
- イ 日本・千島海溝地震の発生後の対応
- 日本・千島海溝地震発生後については、第4章及び第5章に定めるところによるほか、次の事項により対応することとする。
- (i) 避難対象地区所在営業所等の長は、地方公共団体から避難命令を受けた場合、又は津波警報等により避難の必要が生じたと認めた場合、直ちに従業員等の避難誘導を開始することとする。
 - (ii) iにより避難を開始する場合、津波到達までに時間的余裕

があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、重要な書類・荷物の被災防止、盗難防止、火気点検等火災防止上必要な措置をとることとする。

第7章 計画の適切な見直し

(計画の検討、変更)

- 第16条 本計画の内容につき毎年検討を加え、計画を変更する必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。
- 2 変更を行った際は、所管省庁の大臣を経由して、内閣総理大臣に報告し、関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を当社ホームページ等において公表を行う。

付則

平成25年10月

付則(第2版)

平成27年6月1日

別表1 東海地震の地震防災対策強化地域(第15条第1項第1号関係)
1都7県157市町村(平成24年4月1日現在)

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
静岡県	(全域)
岐阜県	中津川市
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

別表2 南海トラフ地震の地震防災対策推進地域(第15条第1項第2号関係)
1都2府26県707市町村(平成26年3月28日現在)

東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡大桑村、同郡木曾町
静岡県	(全域)
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
愛知県	(全域)

三重県	(全域)
滋賀県	(全域)
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県	(全域)
和歌山県	(全域)
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県	(全域)
香川県	(全域)
愛媛県	(全域)
高知県	(全域)
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北

	町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町
宮崎県	(全域)
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

別表3 南海トラフ地震の地震津波避難対策強化地域(第15条第1項第2号関係)

1都13県139市町村(平成26年3月28日現在)

東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町
愛知県	豊橋市、田原市、知多郡南知多町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
兵庫県	洲本市、南あわじ市
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町

別表4 日本海溝・千島海溝地震の地震防災対策推進地域(第15条第1項第3号関係)

1都4県117市町村(平成24年4月1日現在)

北海道	函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、同郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡芽室町、同郡中札内村、同郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、中川郡幕別町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡足寄町、同郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、同郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町
宮城県	(全域)
福島県	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町